

秋田市外国人材受入奨励金交付要綱

〔令和8年4月1日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所が外国人材を雇用することを支援するため、秋田市外国人材受入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、市内における人材の確保および雇用環境の充実を図るとともに、地域産業の持続的な発展および地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく在留資格を有し、日本国内において就労する外国籍の者をいう。
- (2) 市内事業者等 市内に本社、支店、事業所等を有し、当該事業所において事業活動を行う法人又は個人事業主をいう。

(対象事業者)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所等において外国人材を雇用している法人又は個人事業主であること。
- (2) 外国人材の雇用に当たり、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、職業安定法その他関係法令を遵守していること。
- (3) 奨励金の交付対象外国人材を6月以上雇用していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業主としない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1

号に該当するものに限る。以下この号において同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っていること。

- (2) 事業主又は事業主の役員等(経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人および地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者であること。

(対象労働者)

第4条 奨励金の額の算定において対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に市内事業所に新たに雇用された外国人材であること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 在留資格が「技能実習」、「特定技能」又は「技術・人文知識・国際業務」で雇用されていること。
- (4) 在留資格が「技能実習」又は「特定技能」の場合は、市内に所在する監理団体又は受入支援機関を通して雇用されていること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象労働者1人当たり、10万円とする。

2 奨励金の交付は、年度にかかわらず1市内事業者につき対象労働者3人までとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、対象労働者を雇用した日の6月を経過した日から60日以内に秋田市外国人材受入奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用契約書(雇用契約を証明する書類)の写し

(2) 対象事業者に係る納税証明書(市税に未納がない証明書)

(3) 対象労働者が属する事業所が市内で事業を営んでいることを確認できる書類(法人登記事項証明書、定款又は所在地証明書の写し等)

(4) 対象労働者の在留カードの写し

(5) 対象労働者の在留資格が「技能実習」又は「特定技能」の場合は、市内に所在する監理団体又は受入支援機関を通して雇用されたことを確認できる書類(契約書の写し等)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った者に対して、交付を決定した場合にあっては秋田市外国人材受入奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した場合にあっては秋田市外国人材受入奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに通知するものとする。

(奨励金の請求および交付)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、秋田市外国人材受入奨励金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび奨励金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第10条 市長は、奨励金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の事項を調査させることができるものとする。

(努力義務等)

第11条 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

